◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４１号（H28. 3. 11）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝９件（３月４日～３月１０日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）乗合バスの火災事故
（４）貸切バスの火災事故
（５）法人タクシーの衝突事故
（６）法人タクシーの死傷事故①
（７）法人タクシーの死傷事故②
（８）法人タクシーの健康起因事故
（９）法人タクシーの火災事故
２．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
３．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
４．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
５．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
６．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
７．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
８．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
９．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
１０．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
１１．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
１２．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について
１３．貸切バスの安全確保の徹底について
１４．バスの車両火災事故防止の徹底について
１５．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
１６．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝９件】（３月４日～３月１０日分）

（１）乗合バスの車内事故①
３月８日（火）午前１０時５０分頃、熊本県のバス転回場において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１名を乗せてバスを転回させていたところ、乗客が席から立ち上がり、バランスを崩して転倒した。
この事故により、乗客が脳挫傷の重傷を負った。
現場はバスの転回場兼待機場となっており、当該敷地内に路線の終点となる停留所があるため、バスを切り返していたとのこと。

（２）乗合バスの車内事故②
３月９日（水）午後４時２４分頃　静岡県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、バス停留所から発車したところ、座席を移動しようとした乗客１名が転倒した。
この事故により、乗客が右大腿骨転子部骨折の重傷を負った。
バスの運転者は、座席を移動しようとした乗客に気付かず発車させた模様。

（３）乗合バスの火災事故
３月１０日（木）午前７時３０分頃、東京都の市道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、エンジンルームから出火した。
この事故による負傷者はなし。
バスの運転者は火災に気付きバスを停止し乗客を避難させるとともに消防に通報し、火災は消防の消火活動により鎮火した模様。

（４）貸切バスの火災事故
３月６日（日）午前８時３０分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客ら１８名を乗せて運行中、エンジンルームから出火した。
この事故による負傷者はなし。（乗客は韓国からの観光客とのこと。）
事故は、貸切バスが走行中、バスの車体後方から白煙が出ていることを他の車両の運転者が発見し消防に通報、バスを停止させたところエンジン付近から出火しており、火災は消防の消火活動により鎮火した模様。

（５）法人タクシーの衝突事故
３月４日（金）午後１１時５８分頃、東京都の都道において、法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、信号機が青になり発進しようとしたところへ乗用車が追突した。
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負い、運転者が軽傷を負った。
乗用車はタクシーに追突する前に他の車両にも接触し、乗用車の乗員は車を置いて現場から逃走した模様。

（６）法人タクシーの死傷事故①
３月５日（土）午前４時２分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法

人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、路上横臥者を轢いた。
路上横臥者は、搬送先の病院で死亡が確認された。（警察が死因を調査している模様。）
現場は道幅約６メートルの一方通行の道路。

（７）法人タクシーの死傷事故②
３月５日（土）午後１０時２８分頃、京都府の府道において、府内に営業所を置く法人タクシーが運行中、路上横臥者を轢いた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。
なお、路上横臥者は酩酊状態であった可能性があるとのこと。

（８）法人タクシーの健康起因事故
３月６日（日）午前１時２３分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが運行中、停車して乗客を降ろした後、運転者が体調不良となった。乗客は胸を押さえて苦しがっている運転者に気付き救急に通報したが、運転者は死亡した。

（９）法人タクシーの火災事故
３月６日（日）午後１時４２分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で停車中、エンジンを始動しようと何度か試みたところエンジンルームから煙が出たことから、点検しようとボンネットを開けたところ出火した。
この事故による負傷者はなし。
火災は、付近の商店の者が消火器を使用し消火活動を行い鎮火した模様。

上記９件の死傷者数計：死亡３名、重傷３名、軽傷１名（速報値）

◇◇◇

ようお願いします。

記

１．デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
２．デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
３．デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

上記の内容は、平成２８年３月４日付けで、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会等に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から２月８日までに、６件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このうち、北海道管内で発生した札幌市の火災（１月４日）、三笠市の火災（１月２５日）は、いずれも貸切バスが走行中、後部タイヤ付近から出火したものであり、その状況から、駐車ブレーキ補助装置として後輪に設けられたスプリング式補助ブレーキ（以下「補助ブレーキ」という。）が作動した状態で走行を続けたことから、ブレーキが過熱し、火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、関係事業者におかれましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期すようお願いします。

記

１．事業者は、補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
２．補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
３．補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等関係団体に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119909.pdf

◇◇◇

→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について
当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす

事態になっていることは誠に遺憾です。
ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３　乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000054.html
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000055.html

◇◇◇

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

◇◇◇

年末年始の多客期であることから、関係事業者におかれましては、特に車齢の高い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２７年１２月３０日付け、国自安第２２８号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。
　これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、関係者におかれましては次の事項について周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

■気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆